1. 届出制度

(1) 届出制度の目的

都市再生特別措置法第88条第1項及び同法第108条第1項の規定に基づき、村山都市計画区域において以下の行為を行う場合、村山市への届出が必要となります。

この届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発の動向及び都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握し、各種支援措置等の活用による誘導区域内への立地促進や今後の見直しのための基礎資料として活用することを目的とするものです。

- ・居住誘導区域以外で一定規模以上の住宅の開発・建築等を行う場合
- ・都市機能誘導区域以外で誘導施設の開発・建築等を行う場合

また、同法第108条の2第1項に基づき都市機能誘導区内において、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合にも村山市への届出が必要となります。

(2) 届出の時期

届出の対象となる開発・建築等の行為に着手する30日前までに村山市建設課(都市計画係)へ必要書類の提出が必要です。また、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合には、その30日前までに、村山市建設課(都市計画係)へ必要書類を提出してください。

なお、届出を行わずに、又は虚偽の届出をして、開発・建築等の行為をした場合、都市再生特別措置法(第130条)に基づき30万円以下の罰金に処せられることがあります。

(3) 届出に対する村山市の対応

村山市は、届出者に対して立地適正化計画の趣旨説明や立地誘導のための施策に関する情報提供等を行います。

なお、当該届出に係る行為が、計画に基づく立地誘導を図る上で支障があると認める場合、村山市は都市再生特別措置法(第88条第3項、第108条第3項)に基づき、届出者に対して勧告等を行う場合があります。

(4) 届出制度の対象となる行為

))居住誘導区域に関する届出

次の【I】又は【II】に該当する場合は、事前に村山市への届出が必要です。なお、村山都市計画 区域外の地域では、いずれの届出制度も適用はありません。

【I】居住誘導区域外で以下の開発行為をする場合

- ●3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為をする場合
- ●1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その敷地の規模が1,000㎡以上の場合







【Ⅱ】居住誘導区域外で以下の建築等行為をする場合

- ●3戸以上の住宅の新築する場合
- ●建築物を改築し、3戸以上の住宅とする場合
- ●建築物の用途を変更し、3戸以上の住宅とする場合







))都市機能誘導区域に関する届出

次の【I】又は【II】に該当する場合は、事前に村山市への届出が必要です。なお、村山都市計画 区域外の地域では、いずれの届出制度も適用はありません。

【I】都市機能誘導区域外で以下の行為をする場合

- ●誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為をする場合(開発行為)
- ●誘導施設を有する建築物の建築物を新築をする場合(建築等行為)
- ●建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合(建築等行為)
- ●建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合(建築等行為)



※開発行為又は建築等行為を行う敷地が都市機能誘導区域内外にまたがる場合、届出が必要です。

【Ⅱ】都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合



※休止・廃止する誘導施設の敷地が都市機能誘導区域内外にまたがる場合、届出が必要です。

■村山市における誘導施設

 商業施設 ⇒大規模小売店舗*で生鮮食料品・日用品を扱う施設 ※大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される施設(店舗面積1,000㎡以の小売店等) 医療施設 ⇒診療所*で内科、外科及び小児科を診療科目とする施設 ※医療法第1条の5第2項に規定される施設(19床以下または病床がない施設) 高齢者福祉 (介護福祉)施設 ⇒通所型施設*、保健・福祉サービスの情報提供や介護の相談・指導の場となる 設、運動機能向上に取り組むことのできる施設* ※「通所型施設」は、老人福祉法第5条の3に規定される施設のうち、老人デイサーセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター ※「運動機能向上に取り組むことのできる施設」は、トレーニング・フィットネス等の機能有し、高齢者の運動機能の維持・向上、健康増進に資する施設 子育て施設 ⇒以下の子育て施設
の小売店等) 医療施設 ⇒診療所*で内科、外科及び小児科を診療科目とする施設 ※医療法第1条の5第2項に規定される施設(19床以下または病床がない施設) 高齢者福祉 (介護福祉)施設 ⇒通所型施設*、保健・福祉サービスの情報提供や介護の相談・指導の場となる 設、運動機能向上に取り組むことのできる施設* ※「通所型施設」は、老人福祉法第5条の3に規定される施設のうち、老人デイサーセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター ※「運動機能向上に取り組むことのできる施設」は、トレーニング・フィットネス等の機能有し、高齢者の運動機能の維持・向上、健康増進に資する施設
 医療施設 ⇒診療所*で内科、外科及び小児科を診療科目とする施設 ※医療法第1条の5第2項に規定される施設(19床以下または病床がない施設) 高齢者福祉 (介護福祉)施設 ⇒通所型施設*、保健・福祉サービスの情報提供や介護の相談・指導の場となる 設、運動機能向上に取り組むことのできる施設* ※「通所型施設」は、老人福祉法第5条の3に規定される施設のうち、老人デイサーセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター ※「運動機能向上に取り組むことのできる施設」は、トレーニング・フィットネス等の機能有し、高齢者の運動機能の維持・向上、健康増進に資する施設
※医療法第1条の5第2項に規定される施設(19床以下または病床がない施設) 高齢者福祉 (介護福祉)施設 □ 通所型施設*、保健・福祉サービスの情報提供や介護の相談・指導の場となる 設、運動機能向上に取り組むことのできる施設* ※「通所型施設」は、老人福祉法第5条の3に規定される施設のうち、老人デイサーセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター ※「運動機能向上に取り組むことのできる施設」は、トレーニング・フィットネス等の機能有し、高齢者の運動機能の維持・向上、健康増進に資する施設
高齢者福祉 (介護福祉)施設 ②通所型施設*、保健・福祉サービスの情報提供や介護の相談・指導の場となる 設、運動機能向上に取り組むことのできる施設* ※「通所型施設」は、老人福祉法第5条の3に規定される施設のうち、老人デイサー センター、老人福祉センター、老人介護支援センター ※「運動機能向上に取り組むことのできる施設」は、トレーニング・フィットネス等の機能 有し、高齢者の運動機能の維持・向上、健康増進に資する施設
(介護福祉)施設 設、運動機能向上に取り組むことのできる施設* ※「通所型施設」は、老人福祉法第5条の3に規定される施設のうち、老人デイサーセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター ※「運動機能向上に取り組むことのできる施設」は、トレーニング・フィットネス等の機能有し、高齢者の運動機能の維持・向上、健康増進に資する施設
※「通所型施設」は、老人福祉法第5条の3に規定される施設のうち、老人デイサーセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター ※「運動機能向上に取り組むことのできる施設」は、トレーニング・フィットネス等の機能有し、高齢者の運動機能の維持・向上、健康増進に資する施設
センター、老人福祉センター、老人介護支援センター ※「運動機能向上に取り組むことのできる施設」は、トレーニング・フィットネス等の機能 有し、高齢者の運動機能の維持・向上、健康増進に資する施設
※「運動機能向上に取り組むことのできる施設」は、トレーニング・フィットネス等の機能 有し、高齢者の運動機能の維持・向上、健康増進に資する施設
有し、高齢者の運動機能の維持・向上、健康増進に資する施設
子育て施設 ⇒以下の子育て施設
○児童福祉法第39条第1項に規定される保育所
○学校教育法第1条に規定される幼稚園
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
条第6項に規定される認定こども園
○児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業に関する施設(小規模保育事
所)
金融機関 ⇒以下の金融機関
○銀行法第2条に規定される銀行
〇中小企業等協同組合法第3条及び協同組合による金融事業に関する法律
条に規定される信用組合
○労働金庫法に基づく金庫
複合施設 ⇒以下の機能を有する施設
○文化芸術・生涯学習・イベント等の市民活動に対応したコミュニティ・交流機能
○健康づくり・スポーツ活動等に対応した体育機能
○市内事業者の活動発展に資するコワーキング機能・インキュベーション機能等の
ィス機能
○上記の誘導施設として位置づける機能を併せもつ複合施設